

令和7年2月19日
第17回総務企画専門委員会決定

青の煌めきあおもり国スポ 大会役員編成基準

団体名 役職名	公益財団法人 日本スポーツ協会	文部科学省 スポーツ庁	青森県	公益財団法人 青森県スポーツ協	実施競技団体	参加都道府県	公益財団法人 日本アンダーヘア機構
名誉会長		大臣					
会長	会長						
副会長	副会長 専務理事	スポーツ庁長官	知事	会長			
顧問	名誉会長 最高顧問 顧問 理事 監事 評議員	副大臣 大臣政務官 事務次官 文部科学審議官 大臣官房長 スポーツ庁次長	県選出衆・参両院議員 県議会議長 教育長 公安委員長 市長会会長 町村会会長 市議会議長 町村議会議長 会 スポーツ推進審議会	会長		スポーツ協会 会長	
参与		スポーツ庁審議官 スポーツ庁官 スポーツ総括官 スポーツ庁政策課長 スポーツ庁健康スポーツ課長 スポーツ庁参事官 (地域振興担当)	県議会議員 副知事 教育委員 会計管理者 部局長 警察本部長 実行委員会 常任委員	副会長			
委員長	国スポ委員長						
副委員長	事務局長	スポーツ庁競技スポーツ課長	実行委員会 事務局	会長			
総務委員	国スポ委員会委員 事務局長代理 事務局次長 国スポ担当部長 国スポ担当課長		実行委員会 事務局 スポーツ主管課長	会長 次長			
委員	国スポ担当委員 事務局担当者	スポーツ庁担当官	実行委員会 事務局課長	会長	専務理事	スポーツ主管課 事務局長 スポーツ協会 理事長又は専務理事	事務局長

【日本スポーツ協会 国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）】

国民スポーツ大会開催基準要項（令和6年1月1日 第62次改定）より抜粋

2.3 大会役員

(1)大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、 開催県体育・スポーツ協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官（地域振興担当）、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育・スポーツ協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育・スポーツ協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育・スポーツ主管課長
委員	日本スポーツ協会国スボ競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

2.5 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1)～(3)略

(4)開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。

①略

②大会役員及び競技会役員編成基準

③～⑩略

(5)略